

# 白河市立表郷中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月

## ○ はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布、9月28日施行）第11条に基づき文部科学大臣が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定、平成29年3月14日改定）を踏まえた「いじめ防止基本方針の策定について（通知）」を基に策定された福島県、白河市で策定したいじめ防止の基本方針を踏まえ、本校におけるいじめ防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

「いじめ防止対策推進法」第13条

## 1 いじめに対する基本的な考え方

～「いじめ防止基本方針の策定について（通知）：別添2」より～

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## (2) いじめの理解

【いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）より】

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

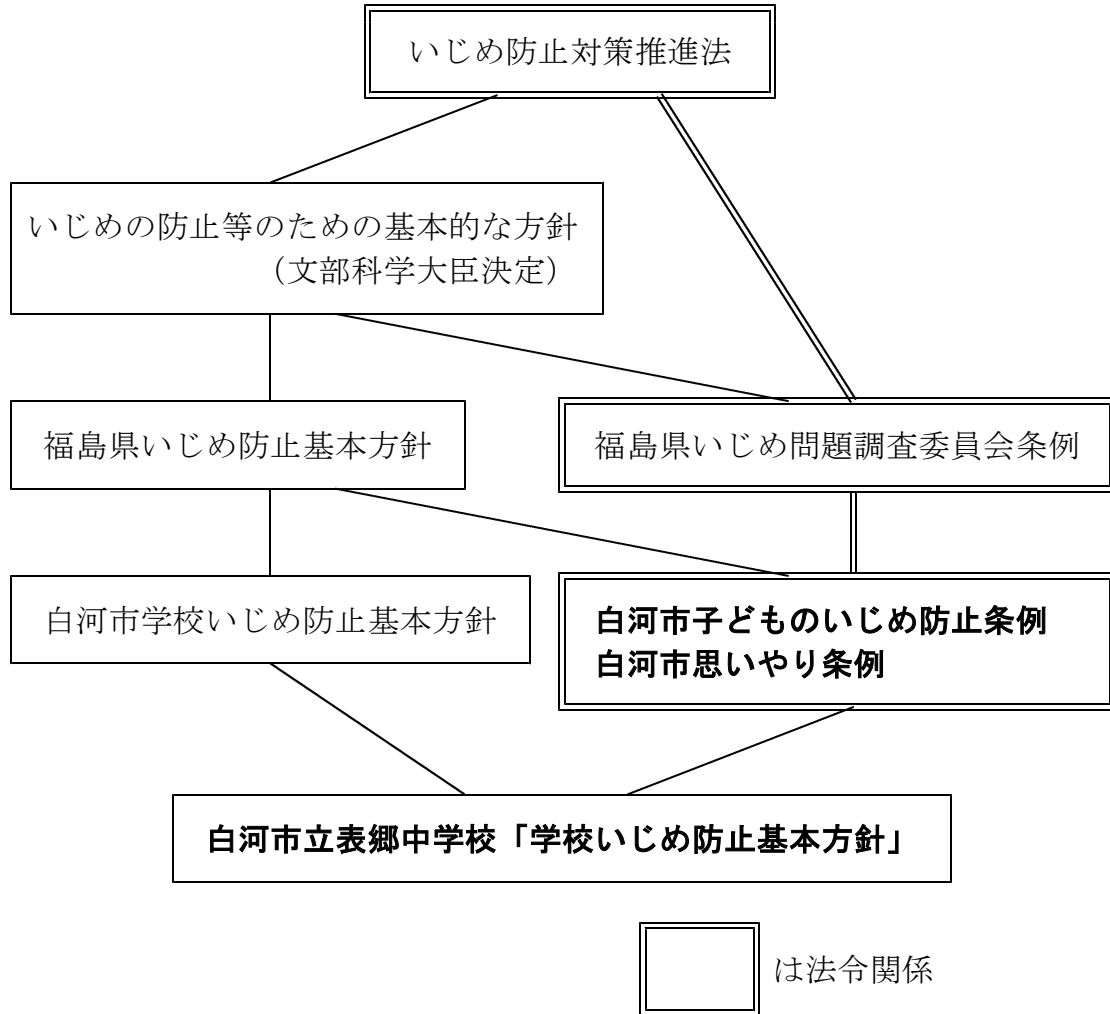
国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査6の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」してはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。また、感染症等の拡大については、さまざまな憶測や偏見、差別が起こる可能性があり、思いやりをもった人間関係づくりに努める必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続することが大切である。

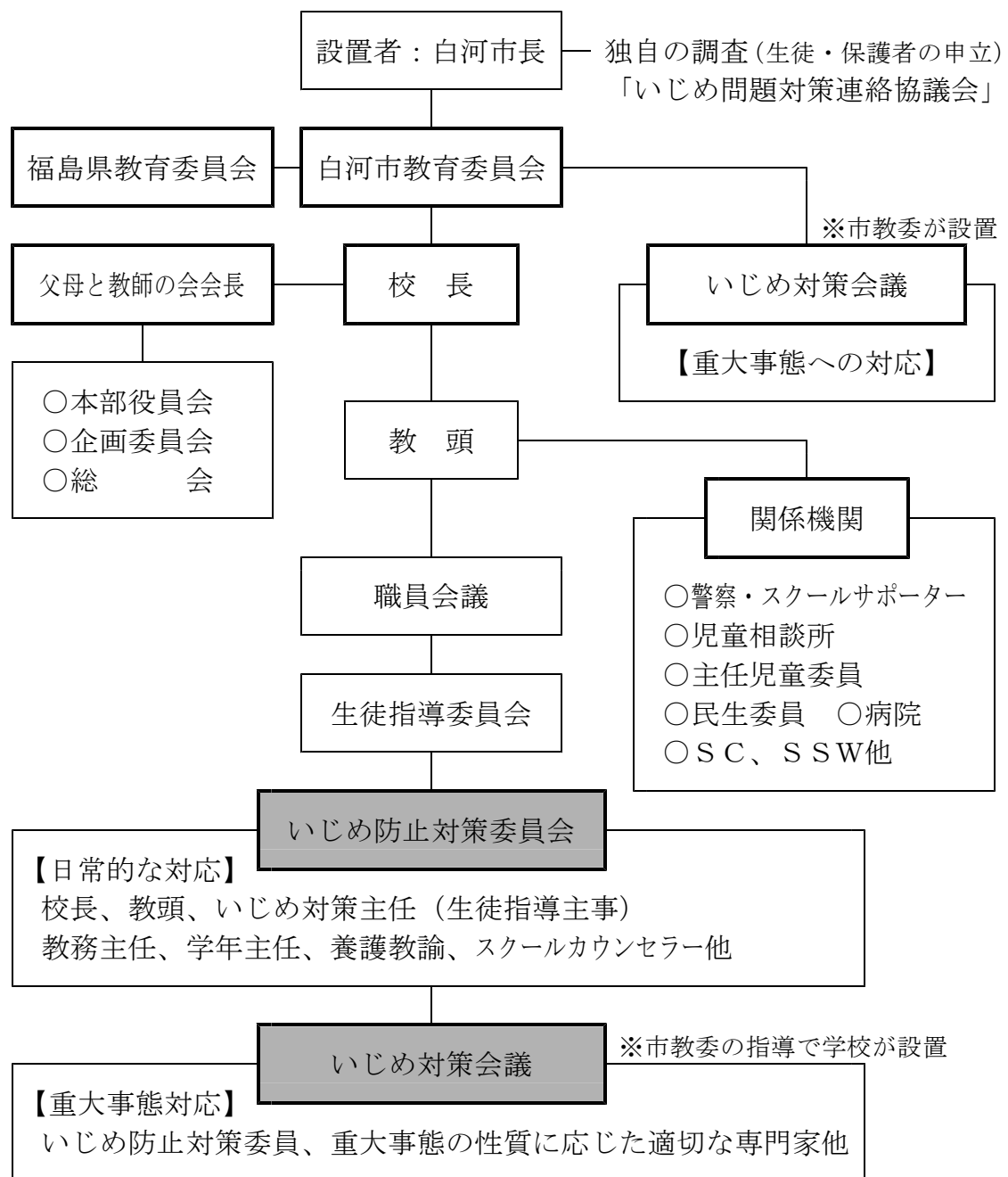
※ いじめの防止に関する法体系と基本方針体系



2 いじめ防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

— 「いじめ防止対策推進法」第22条 —



### 3 いじめの防止等に関する措置

#### (1) いじめの未然防止

- ① いじめを許さない学校づくり、学級づくり、集団づくりを進める。
  - (ア) いじめは「どこの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識し、特定の教員だけでなく学校全体で組織的な対応を図る。

- (イ) いじめは重大な人権侵害であり、「人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて生徒一人一人に徹底する。  
また、感染症等の影響で偏見や差別が起きないように、道徳、その他、機会がある際に指導していく。
- (ウ) 生徒一人一人を大切にせる教職員の意識や日常的な態度を大切にする。
- (エ) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- (オ) 生徒会を中心に、各学級・各部活動でいじめをなくすための話し合いの場を設け、生徒自ら「いじめをしない・いじめに加わらない・いじめを見過ごさない」取り組みを実践する。
- ② 学校の教育活動全体で、「自分の大切さと共に他の人の大切さを認めること」ができるために必要な人権感覚を培う。
- (ア) 他人の立場に立てるような想像力や共感的に理解する力を大切に、互いを認めあえる人間関係、学校風土をつくる。  
特に、感染症等については、いつ・誰が発症するかわからない状況であり、発症者・濃厚接触者等に対する思いやりをもった対応ができるよう、温かい人間関係を基盤にした学年・学級づくりに努める。
- (イ) 教師自ら学校における言語環境を整え、生徒に考えや気持ちを伝え合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能を培う。
- (ウ) ネット上の不適切な書き込み等は、関係機関と連携し、直ちに削除するための措置を講じる。また、保護者への啓発とともに生徒に対する情報モラル教育の充実を図ることで、トラブルの未然防止に努める。
- (エ) 自分の要求を一方向的に主張するのではなく、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、人間関係を調整する能力やそのための技能を大切にする。
- (オ) 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作りに努める。

## (2) 早期発見・早期対応

- ① 生徒とのコミュニケーションを積極的に図り、生徒の心の変化を捉える。
- ② 定期的な生活アンケート調査や教育相談、スクールカウンセラーの活用など相談機能を充実させ、いじめを訴えやすい環境を整える。
- ③ ささいな兆候を見逃さず、軽視せずに、いじめを積極的に認知し早期対応に努める。
- ④ 事実関係の把握を正確かつ迅速に行うよう努める。
- ⑤ いじめを把握した際は、保護者や教育委員会に報告すると共に、関係機関などと連携を図る。

## (3) いじめに対する措置 I

- ① 特定の教職員で問題を抱え込まず、教職員全員の共通理解の下、組織的

に対応する。その際、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。

- ② 被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ③ ネット上の不適切な書き込み等は、「いじめ防止対策委員会」において対応を協議し、関係生徒から聞き取りを行い、被害にあった生徒のケア等必要な支援を行う。また、書き込みの削除や書き込んだ事案への対応については、必要に応じて、警察や法務省人事擁護部局、プロバイダなどの関係機関と連携し、直ちに削除するための措置を講じる。

#### (4) いじめに対する措置Ⅱ ～重大事態への対応

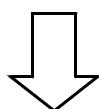
学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

「いじめ防止対策推進法」第28条



#### 【重大事態とは】

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いの例
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いの例
  - ・不登校の定義を踏まえ、当該理由による欠席が年間30日を目安とする。
- 生徒・保護者からいじめられて重大事態が生じたと訴えがあった場合

## 【重大事態への対応】

- ① 設置者への報告
  - 白河市教育委員会を通じて白河市長に報告する。
- ② 「いじめ対策会議」の設置
  - 白河市教育委員会が主体となる場合
    - ・指示に従い全面的に協力して調査にあたる。
  - 白河市教育委員会の指導により学校が主体となる場合
    - ・学校の「いじめ防止対策委員会」を母体とし、重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えるなど、市教委の指導を受け、「いじめ対策会議」を設置し主体的に調査にあたる。
- ③ 事実関係を明確にするための調査の実施
  - いつ（いつごろ）から
  - 誰から行われたか
  - どのような態様だったか
  - いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係の問題の有無
  - 学校、教職員の対応内容
  - ※ 附属機関等への積極的な資料提供、調査結果を重んじ再発防止に努める。

### ア いじめられた生徒からの聞き取り調査が可能な場合

- ・いじめられた生徒からの十分な聞き取り
  - ・在籍児童、教職員からの聞き取り、質問紙調査
- 調査にあたり、いじめられた生徒や情報提供生徒を守ることを最優先させた調査とする。

調査に先立ち、調査対象の生徒や保護者にいじめられた生徒や保護者に調査で得られた結果を提供する必要があることを念頭に行う。

→ いじめた生徒への対応

- ・指導により、いじめ行為を止めさせる。

→ いじめられた生徒への対応

- ・生徒の状況に合わせた継続的なケア
- ・落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援

※ 市教委の指導のもと、関係機関と積極的に連携して対応にあたる。

### イ いじめられた生徒からの聞き取り調査が不可能な場合（入院・死亡などの場合）

- ・いじめられた生徒の保護者の意見・要望を十分に聴取し、迅速に今後の調査を協議し、調査に着手する。

- ・在籍児童、教職員からの聞き取り、質問紙調査

※ 調査にあたり、情報提供生徒を守ることを最優先させた調査とする。

※ 調査に先立ち、調査対象の生徒や保護者にいじめられた生徒や保護者に調査で得られた結果を提供する必要があることを念頭に行う。

#### (5) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒、保護者に対する情報を適切に提供する。
  - 経過報告についても、適時、適切な方法で行うよう努める。  
他の生徒のプライバシー保護や関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう配慮する。。
- ② 白河市教育委員会を通じて、設置者である白河市長へ調査結果を報告する。
- ③ 再調査が行われる場合、全面的に調査に協力する。

#### (6) 再発防止

- 白河市教育委員会の指導・助言の下、校長を中心に、全教職員で再発防止のための対策を立て、実施する。

#### (7) いじめ防止対策の検証（PDCAサイクルの確立）

- 学校評価や学校運営協議会等を通じて、対策について検証し、常により実効性のあるものに改善を図る。